

## 九州地方年金記録訂正審議会 第3回総会議事録

- 1 日時 平成29年4月24日（月）15：30～16：15
- 2 場所 TKPガーデンシティ博多アネックス（福岡市博多区博多駅前4丁目11番18号）

### 【年金審査課長補佐】

皆様、本日はお忙しい中、九州地方年金記録訂正審議会第3回総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから九州地方年金記録訂正審議会第3回総会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めます九州厚生局年金審査課の秋好です。どうぞよろしくお願いいたします。議事に入るまで、しばらく進行をさせていただきます。

まず初めに、九州地方年金記録訂正審議会委員の総数につきましてお話しいたします。これまで第6部会のみ5名の25名体制でございましたが、平成29年度は各部会4名の24名体制となりますことを申し上げさせていただきます。

次に、今回、九州地方年金記録訂正審議会委員12名が任命されましたので、任命通知を交付いたします。皆様のうち、約半数を毎年任命させていただくことになっておりまして、平成29年4月10日付で12名の委員が任命されております。

本来であれば12名の皆様に直接手渡しすべきところでございますが、時間の都合もありますことから、任命された委員につきましては、あらかじめ机の上にお配りさせていただきました。内容のご確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。

座席表、議事次第に続きまして、資料1 九州地方年金記録訂正審議会委員名簿。資料2 会長の選任について。資料3 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について。資料4 平成28年度業務実績報告（九州厚生局）。資料4-1 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況（平成29年3月28日年金局事業管理課年金記録審査室）。会議資料とは別に、ファイルに記録訂正の関係法令、記録訂正に関する方針などを綴った資料集でございます。

資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、新しく任命された委員もおられますので、九州地方年金記録訂正審議会の委員の皆様をご紹介します。お手元に配付しております資料1 委員名簿をご覧ください。

石立委員でございます。

**【石立委員】**

石立です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

板井委員でございます。

**【板井委員】**

板井でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

市川委員でございます。

**【市川委員】**

市川でございます。

**【年金審査課長補佐】**

新任の大城委員ですが、本日はご欠席でございます。

続きまして、新任の緒方委員でございます。

**【緒方委員】**

緒方でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

尾畠委員でございますが、本日はおくれて出席する予定でございます。

続きまして、片野委員でございます。

**【片野委員】**

片野でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

草場委員でございます。

**【草場委員】**

草場でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

後藤委員でございます。

**【後藤委員】**

後藤でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

佐藤委員でございます。

**【佐藤委員】**

佐藤です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

新庄委員でございます。

**【新庄委員】**

新庄です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

末松委員でございます。

**【末松委員】**

末松です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

新任の高橋委員でございます。

**【高橋委員】**

高橋です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

玉城委員でございます。

**【玉城委員】**

玉城です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

鉄川委員でございます。

**【鉄川委員】**

鉄川でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

当山委員でございます。

**【当山委員】**

当山です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

富川委員でございます。

**【富川委員】**

富川です。よろしくどうぞお願いします。

【年金審査課長補佐】

新任の富山委員でございます。

【富山委員】

富山です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

廣底委員でございます。

【廣底委員】

廣底でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

藤井委員でございます。

【藤井委員】

藤井克巳です。どうぞよろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

湧上委員でございます。

【湧上委員】

湧上です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

古屋委員でございます。

【古屋委員】

古屋です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

新任の的野委員でございます。

**【的野委員】**

的野です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

村井委員でございますが、本日はおくれて出席する予定でございます。

以上、九州地方年金記録訂正審議会の委員総数は24名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

九州厚生局長の吉野でございます。

**【九州厚生局長】**

吉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

上席総務管理官の遠山でございます。

**【上席総務管理官】**

遠山でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

年金管理官の橋本でございます。

**【年金管理官】**

橋本でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

年金審査課長の内藤でございます。

**【年金審査課長】**

内藤でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

年金指導課長の津崎でございます。

**【年金指導課長】**

津崎でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

年金調整課長の大西でございます。

**【年金調整課長】**

大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

沖縄分室長の安東でございます。

**【沖縄分室長】**

安東でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

そして、先ほども申し上げましたが、私、秋好でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、九州厚生局長の吉野よりご挨拶申し上げます。

**【九州厚生局長】**

皆さん、こんにちは。九州厚生局長の吉野でございます。本日はお忙しい中、当審議会総会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。九州地方年金記録訂正審議会第3回の総会になりますが、開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ご存じのとおり、年金制度でございますけれども、国民お一人お一人に対しまして、

非常に長い期間にわたってかかわりを持つ制度でございます。仮に、この間の年金記録、保険料の納付状況、それから事業所への勤務状況ですとか、給与の額、そういったものに対しまして記録に間違いがあった場合には、その後の年金給付に大きな影響を与えることとなります。

したがって、まずは事業主はじめ関係の方のご協力をいただきまして、日本年金機構等、年金制度を運用する側で正確な記録を厳格に管理していくということが重要であることは論を待たないところでございます。他方で、過去にもございましたが、さまざまな事情で記録の管理が十分でなく、記録に誤りがあった場合にはきちんと直していく、訂正をしていくということも、年金制度に対する信頼を確保するという観点から重要なものであります。

この年金記録の訂正業務につきましては、平成19年以降、総務省に設けられました年金記録確認第三者委員会で年金記録の訂正のあっせんという形で行われてまいりましたけれども、2年前、平成27年度からは恒久的な記録訂正の事務といたしまして、厚生労働大臣に記録訂正を求める制度が整備をされまして、私どものほうに総務省から移管をされたという経緯でございます。新たな制度では、記録の訂正請求が国民の皆様の権利として位置づけられました。また、訂正あるいは不訂正の決定に不満、不服がある場合には、審査請求あるいは訴訟手続という途が開かれることになりました。

本審議会とその事務局を担う私どもの年金審査課は、このような経緯のもとで平成27年4月にスタートをいたしましたところでございます。業務開始以来2年間が経過いたしましたけれども、初年度の27年度には238件、昨年度では156件、合わせて400件弱の審議、答申をいただきました。まずは順調に業務が進められてきたものと考えておりますが、この間、審議会の先生方には、公平、公正かつ熱心に審議にご参画をいただきましたことにつきまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど説明にもございましたけれども、この審議会の委員は、毎年約半数の方を改選させていただくことにしており、この4月には7名の先生方に再任を、また5人の先生方に新たにお加わりいただいたところでございます。先ほども紹介がありましたけれども、年金審査課長をはじめ事務局のメンバーもかわっております。新たな構成で新年度を迎えることとなりますけれども、今後とも委員の皆様方におかれましては、記録訂正業務の実施にお力添えをいただきますようお願いをいたしまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

ありがとうございました。続きまして、事務局から、本日の会議の成立についてご報告します。

さきほど、村井委員と尾畠委員が来られましたので、委員総数24名に対しまして、23名の委員の方にご出席いただいております。これは地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告します。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

最初の議題は、会長の選任についてです。

前藤井会長におかれましては、本年4月9日で任期満了となっております。引き続き委員として就任いただきましたが、一旦会長職は解かれることとなりますので、今回、新たに会長を選任するものです。

資料2をご覧ください。地方年金記録訂正審議会の会長の選任につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、審議会に、会長を置き、委員の互選により選任するとされています。この方に会長をお願いしてはいかかという方がおられましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

**【新庄委員】**

会長には、これまでも会長として私どもをまとめ、リードしていただきました藤井先生にぜひ引き続き会長をお願いできればと、強く推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

**【年金審査課長補佐】**

ただいま、新庄委員から、藤井委員に会長をお願いしてはどうかとのご発言がありましたが、他の委員の皆様はいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【年金審査課長補佐】**

ありがとうございます。ご異議なしということで、藤井委員に会長をお願いしたいと思います。藤井委員、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、藤井委員には会長席にお移りいただき、一言ご挨拶いただければと

存じます。

**【藤井会長】**

藤井克巳でございます。皆様のご推挙をいただきまして、会長という重責を担うことになりました。心してこの職務を務めてまいりたいと存じます。

ところで、この年金記録訂正の審議会ですけれども、吉野局長がご挨拶で言われたとおり、この審議会の答申そのものが、いわゆる行政手続の中にきちんと位置づけられ、その諮問は、厚労大臣、出先であります九州厚生局長が判断をするということになります。その結果について、先ほどご紹介されたとおり、異議の申し立て、あるいは訴訟という法的な手続を踏む、その第1弾の重要な仕事だと理解しております。そういう意味で、委員の皆様におかれても、国民の権利をきちんと見定めるといいますか、認定していく、そういう審議会でございますので、頑張って2年間の任期をお過ごしいただければと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

**【年金審査課長補佐】**

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は藤井会長にお願いいたします。

**【藤井会長】**

それでは、まず、本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて判断をしたいと思えます。

本審議会の運営規則第9条の規定では、会議は非公開とする、ただし会長が認めるときは公開とすることができるという規定になっております。

まず、本日の議題1から議題2の議事については、特段個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開いたします。事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料とあわせて九州厚生局ホームページで公開するとともに、同条3項の規定に基づき議事録を作成していただきたいと存じます。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私のほかに市川委員、古屋委員、お二方を指名いたしますので、事務局は議事録の整理ができ次第、私と市川委員、古屋委員に対し、確認の上、署名をもらっていただくようお願いいたします。市川委

員、古屋委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の2番目、本審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入ります。

資料3をご覧ください。会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。また、第6条第2項において、部会に属すべき委員等は会長が指名する。第3項において、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから会長が指名するとされております。その上で本審議会に当たっては、運営規則第4条第1項において、6以内の部会を置くことができるとしたところでございます。

これから私のほうで、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行いたいと存じますので、事務局におかれては資料を配付していただきたいと存じます。

(資料配付)

#### 【藤井会長】

よろしゅうございますか。

それでは、私のほうから、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行います。委員の皆様は、ただいま配付しました資料3-1をご覧ください。

まず、会長代行でございますが、引き続き佐藤至委員を指名したいと存じます。佐藤会長代行におかれましては、私に事故があったようなときや委員の改選期において会長が欠けた場合、会長代行としての職務をお願いすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、部会に属すべき委員及び部会長を指名いたします。本審議会には、引き続き六つの部会を設置しております。

第1部会は、廣底委員、市川委員、新庄委員と私の4名で構成し、部会長は私が兼務するというようにしたいと存じます。

第2部会は、佐藤委員、尾畠委員、高橋委員、片野委員の4名で構成し、部会長には佐藤委員を指名いたします。

第3部会は、富山委員、石立委員、後藤委員、的野委員の4名で構成し、部会長には富山委員を指名いたします。

第4部会は、村井委員、末松委員、草場委員、淵上委員の4名で構成し、部会長には

村井委員を指名いたします。

第5部会は、古屋委員、板井委員、鉄川委員、緒方委員の4名で構成し、部会長には古屋委員を指名いたします。

第6部会は、玉城委員、富川委員、当山委員、大城委員の4名で構成し、部会長には玉城委員を指名いたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上のとおりでございます。

今までどおり、地方審議会総会の開催は必要な都度私が招集し、各部会の開催は部会長が招集いたします。委員の皆様におかれましては、ただいま指名いたしました部会長のもとで、九州厚生局長から諮問がございました年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議題3に移ります。

本審議会の事務手続や各部会長の意思決定に関するルールについては、運営規則第16条の運営規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定めるという規定に基づき決定することになります。

平成27年度及び28年度の総会で、本審議会としてあらかじめ決めておくルールなどを決定いたしております。お配りしておりますファイルの中にとじ込んでおりますが、今回、一部変更事項がありますので議事とさせていただきます。

議題3につきましては、本審議会内の事務手続や運営に関する会長または部会長の意思決定にかかわるルールが含まれますので、これらを公開すると本審議会の運営に支障が生じる懸念があると認め、議事及び資料は非公開といたします。

もし傍聴の方がいらっしゃいましたら、退席をお願いいたします。

### 《議題3 非公開》

続きまして、事務局から、平成28年度の業務実績の報告があるということでございますから、ご説明をお願いしたいと存じます。

#### 【年金審査課長】

それでは、引き続き私のほうから説明させていただきます。資料4 平成28年度業務実績報告（九州厚生局）という資料をご覧ください。

開いていただきまして最初のページが、年金記録訂正受付件数の推移でございます。

この資料は厚生労働省本省が公表している全国版の件数でございます。平成19年度以降の受付件数ですが、平成28年度は平成29年2月までの公表件数としております。平成28年度と平成27年度の件数を比較いたしますと、全国では約62%、九州では約77%となっております。この件数には年金機構が処理を行う件数も含まれております。

次のページは、平成28年度の九州厚生局の部会の開催状況等でございます。部会開催では、一番右側のところですが、合計で74回、議決が150件で、その内訳として、訂正が60件、不訂正が90件、継続となった件数が6件となっております。右下の円グラフで、議決の訂正60件というのは、全議決件数の40%であります。

今回、資料をつけておりませんが、平成27年度の九州の本部会による訂正、不訂正の割合につきましては、訂正が26.5%でありました。28年度は40%となっておりますという状況でございます。

次のページをご覧くださいと思います。次のページは、平成28年度の九州厚生局における受付・処理状況です。このページは、1ページの厚生労働省本省が公表している数値に公表前の29年3月を足したものとなっております。

一番右側の受付件数は379件、その内訳が、国民年金40件、厚生年金保険335件、脱退手当金が4件でございます。

次の2の処理件数でございますけれども、本訂正審議会でご審議いただいて答申を受けたものを九州厚生局が決定した件数であります。答申をいただいた後の事務処理に若干時間がかかりますので、審議会の付議件数とこの表の処理件数には相違がございますが、審議会の答申後、速やかな手続に努めております。

そして、次の資料4-1の年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況でございます。これは、厚生労働省本省が全国の年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況を、平成29年2月の単月分と、平成27年3月から29年2月までの状況を出しておるものでございます。先ほど、九州における28年度の訂正、不訂正の割合で、訂正が約40%とご説明いたしましたが、この資料によりますと、全国の累計のほうで、訂正が2,308件、不訂正が2,471件となっておりますので、訂正の割合は約48%となっております。参考として添付しております。

次の資料は、1ページ目の資料をつくるための全国の各厚生局の細かい資料になっております。参考としてつけさせていただきます。

以上でございます。

【藤井会長】

そのほか、この際、事務局のほうから説明をしておきたい事項、何かございませんでしょうか。

【年金審査課長】

それでは、一つだけ。

委員の皆様への手当及び旅費の支払いルールにつきましては、今の資料配付ではございませんで、お手元の資料集のほうに参考3としてつけております。何かご不明な点がございましたら、私どものほうにご連絡をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【藤井会長】

ありがとうございました。内容としては前年度と同じということでございますかね。

【年金審査課長】

そうでございます。

【藤井会長】

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明も含めまして、全体を通して、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【藤井会長】

なお、ご質問等については、時間の関係もありますし、あるいは今後疑問に思われることもあろうかと存じますので、適当なところで各事務局のほうにお問い合わせをいただければと思っております。

では、時間となりましたので、これで質問等は終わらせていただきたいと存じますが、さらに事務局から連絡事項があればお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

それでは、連絡事項です。

今回、新たに委員になられた方もおられますので、改めて今後の審議会の予定等をご説明します。

本審議会総会の開催につきましては、必要な都度、会長とご相談の上、日程調整をさせていただきたいと思いますが、おおむね年に1回、4月ごろと見込んでおります。

また、各部会の開催につきましては、九州厚生局長からの諮問が付議された部会の部会長名にて所属委員の皆様にご連絡をさせていただき、訂正請求の受付件数にもよりますが、おおむね月に1回から2回程度の開催予定です。

また、本日の資料でございますが、資料集のファイルにとじまして、部会の際に皆様の机の上に配付しますので、本日はそのまま置いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この総会終了後、トイレ休憩等を挟みまして、各部会の委員の皆様と事務局職員との打ち合わせを行いますので、委員の皆様におかれましては、休憩後、また今のお座席にお戻りください。

以上でございます。

**【藤井会長】**

本日の会議は、これで全て終わりましたので、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —